

桜花台園ショートステイの利用料金表

表1: 要介護状態の方の主な利用料金

(ア)この表は「1. 併設ユニット型短期入所生活介護費(I)」で利用料金を計算しております。
送迎加算・療養食加算以外の「2. サービス提供体制強化加算 I また II」が含まれています。

(イ)保険対象外の食費・居住費は自費です。利用毎の利用料金を設定しています。テキスト代、写真代、手芸材料代などは、その都度の実費を利用料金としてお支払いいただきます。

介護保険の対象となるサービスの費用（費用の1割を利用者が負担）					
併設ユニット型 短期入所 生活介護費	介護度 1	介護度 2	介護度 3	介護度 4	介護度 5
1	704単位 7,040円	772単位 7,720円	847単位 8,470円	918単位 9,180円	987単位 9,870円
2 サービス提供体制強化加算(I)(II)(III)	22単位…220円/日 18単位…180円/日 6単位…60/日 I・II・IIIいずれかを算定				
3 送迎加算	184単位…1,840円/片道(送迎が必要な場合のみ)				
4 通院等乗降介助	99単位…990円/片道				
5 生産性向上推進体制加算	10単位…100円/月				
6 口腔連携強化加算	50単位…500円/月				
7 療養食加算	8単位…80円/1食(療養食が必要な場合のみ)				
8 介護保険対象の利用料 上記1+2合計額の1割	722円	790円	865円	936円	1,005円
介護保険の対象外となるサービスの費用(全額利用者の自費負担)					
9 食費(朝食)	399円(1食あたり)				
〃(昼食)	523円(1食あたり)				
〃(夕食)	523円(1食あたり)				
10 居住費	2,066円(1日あたり)				
11 実施市域を超える送迎費用 (送迎が必要な場合)	実施地域：久留米市及び広川町の区域 実施地域を越えた地点から1キロメートルごとに50円				
12 その他日常生活品等	実費相当額(ご自分でお持ちになられる場合は不要です)				
13 家電持込使用料	50円(1台につき1日あたり)				

注意！ 別表：負担限度額の認定を受けている方の宿泊費と食費は、次の表の通り日額で定められています。

負担の区分	宿泊費(負担限度額認定者)	食費(負担限度額認定者)
第1段階の方	820円(日額)	300円(日額)
第2段階の方	820円(日額)	600円(日額)
第3段階の方	1,310円(日額)	①1,000円(日額)
	1,310円(日額)	②1,300円(日額)

表2: 要支援1・2の方の主な利用料金

(ア)この表は「1. 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(I)」で利用料金を計算しております。
送迎加算・療養食加算以外の「2. サービス提供体制強化加算 I また II」が含まれています。

(イ)保険対象外の食費・居住費は自費です。利用毎の利用料金を設定しています。テキスト代、写真代、手芸材料代などは、その都度の実費を利用料金としてお支払いいただきます。

併設型ユニット型介護 予防短期入所生活介護費	要支援 1	要支援 2
1	5,290円(529単位)	6,560円(656単位)
2 サービス提供体制強化加算(I)(II)(III)	22単位…220円/日 18単位…180円/日 6単位…60/日 I・II・IIIいずれかを算定	
3 送迎加算	184単位…1,840円/片道(送迎が必要な場合のみ)	
4 通院等乗降介助	99単位…990円/片道	
5 療養食加算	8単位…80円/1食(療養食が必要な場合のみ)	
6 生産性向上推進体制加算	10単位…100円/月	
7 口腔連携強化加算	50単位…500円/月	
8 介護保険対象利用料 上記1+2の1割	547円	674円

注意！ 介護保険の対象外となるサービスの費用(全額利用者の自費負担)については、上記の表1(9.10.11.12.13)の通りです。負担限度額の認定を受けておられる方の食費と宿泊費は上記の別表の通りです。

※介護職員処遇改善加算(I) 14.0% ※介護職員処遇改善加算(II) 13.6%

※介護職員処遇改善加算はI また II を算定します。